

東京都北区子ども権利委員会規則を公布する。

令和六年六月七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第五十七号

東京都北区子ども権利委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区子ども権利と幸せに関する条例（令和六年三月
東京都北区条例第三号。以下「条例」といいます。）第二十条第一項の規定に基
づき設置する東京都北区子ども権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）
の組織および運営について、条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの
とします。

(組織の構成)

第二条 条例第二十条第二項に規定する東京都北区規則で定める人は、次にかかげ
る人とします。

- 一 区内に住んでいる人または区内で学んでいる人若しくは働いている人で公募
によるもの
- 二 区内団体の推薦を受けた人
- 三 前二号に当てはまる人のほか、区長が必要と認める人

(臨時委員)

第三条 区長は、権利委員会に特別の事項を調査および審議させるため必要がある
と認めるときは、臨時委員を置くことができます。

2 臨時委員は、区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱いしよくします。

3 臨時委員は、第一項だいいちこうに規定する調査および審議しんぎが終了しゅうりようしたときは、解嘱かいしよくされるものとします。

（関係者の出席）

第四条 権利委員会は、その調査および審議しんぎに必要なと認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴きくことができます。

（会議の公開）

第五条 権利委員会の会議は、公開を原則とします。ただし、会長が必要があるとき認めるときは、これを非公開とすることができません。

（庶務しよむ）

第六条 権利委員会の庶務しよむは、子ども未来部子ども未来課において処理します。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項じこうは、権利委員会が定めます。

付 則

この規則は、令和六年九月一日から施行しこうします。